

在宅歯科医療の評価(重点課題)

在宅歯科医療の推進

歯科訪問診療補助加算	同一建物居住者以外	110点
	同一建物居住者	45点

[告示]

在宅療養支援歯科診療所に属する歯科衛生士が、歯科医師と同行の上、歯科訪問診療の補助を行った場合

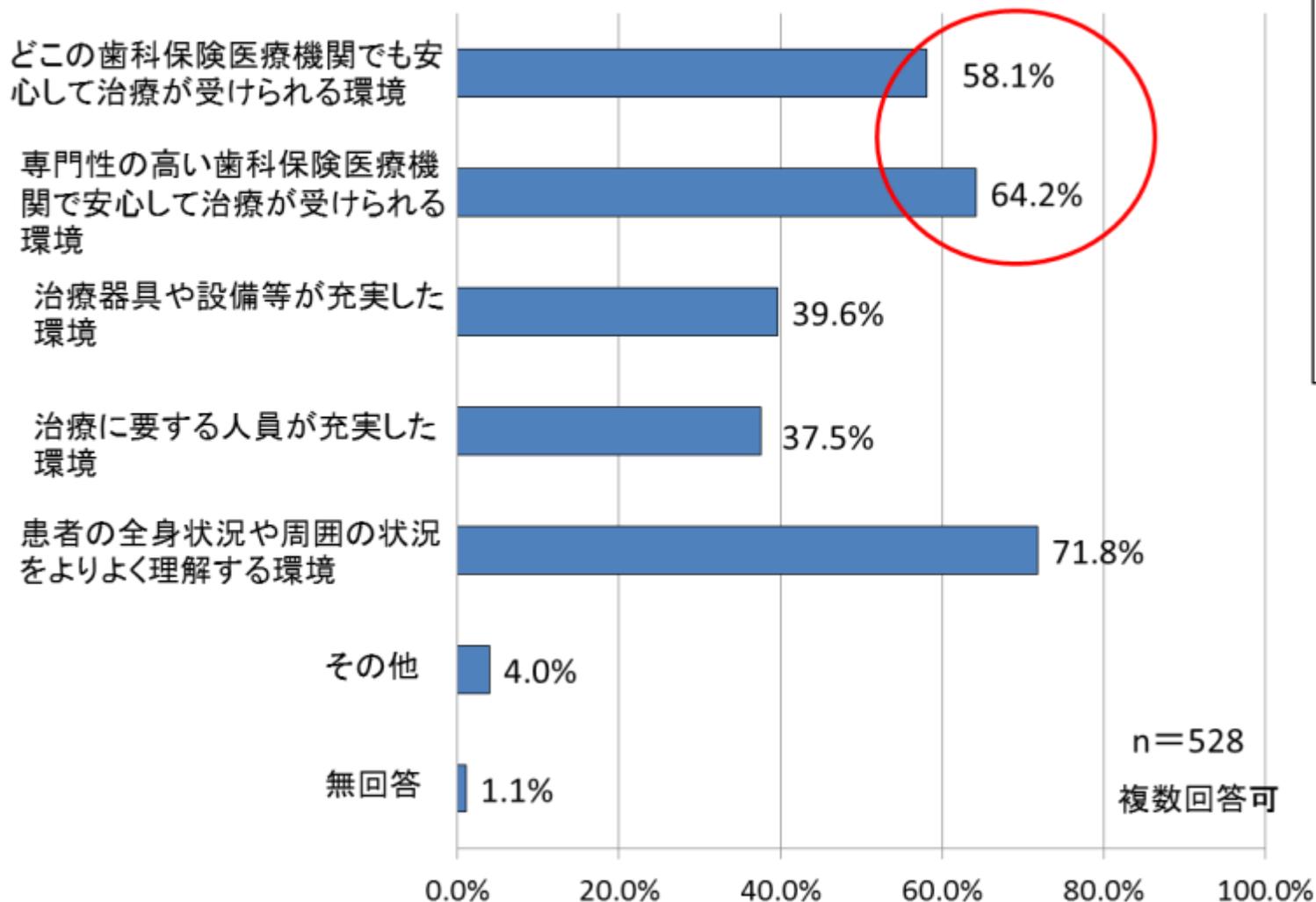
[通知]

歯科訪問診療補助加算は、**歯科訪問診療料を算定した日**において、当該診療が必要な患者に対して、**在宅療養支援歯科診療所**に属する歯科医師と当該診療所に属する歯科衛生士が同行の上、実際に当該歯科衛生士が歯科訪問診療の補助を行った場合に算定する。また、同一建物居住者以外の歯科訪問診療時においては、本区分の「イ 同一建物居住者以外」により算定し、同一建物居住者の歯科訪問診療時においては、本区分の「ロ 同一建物居住者」により算定する

充実が求められる分野を適切に評価していく視点

1. 障害者加算の名称の見直し及び対象者の明確化
2. 歯科診療特別対応地域支援加算の新設
3. 著しく歯科診療が困難な患者の歯科治療に係る連携の促進
4. 歯の保存に資する技術の評価

歯科医療を受けるにあたり希望すること



・専門性の高い歯科医療機関で安心して治療が受けられる環境と、どこの歯科保健医療機関でも安心して治療が受けられる環境を希望している者の割合はほぼ同程度であった。

(平成23年度検証調査)

障害者加算の名称の見直し及び対象者の明確化

障害者加算の名称の見直し及び対象者の明確化

「障害者加算」の対象者に、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、著しく歯科診療が困難な状態を明示し、歯科診療報酬上における「障害者加算」は、本加算の要件を維持しつつ、主旨をより適切に反映する観点から「**歯科診療特別対応加算**」に改める。

改定前	改定後
<p>【障害者加算（初診料・再診料の加算）】</p> <ul style="list-style-type: none">・著しく歯科診療が困難な障害者に対して初診を行った場合は、175点（当該患者が歯科治療環境に円滑に適応できるような技法を用いた場合は、250点）を所定点数に加算する。 <p>[通知]</p> <p>・「著しく歯科診療が困難な障害者」とは、脳性麻痺等で身体の不随運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態、知的発達障害により開口保持ができない状態や治療の目的が理解できず治療に協力が得られない状態、重症の喘息患者で頻繁に治療の中断が必要な状態又はこれらに準ずる状態にある者をいう。なお、障害者加算を算定した日においては、患者の状態を診療録に記載し、専門的技法を用いた場合はその名称を併せて診療録に記載する。</p>	<p>【歯科診療特別対応加算（初診料・再診料の加算）】</p> <ul style="list-style-type: none">・著しく歯科診療が困難な者に対して初診を行った場合は、175点（当該患者が歯科治療環境に円滑に適応できるような技法を用いた場合は、250点）を所定点数に加算する。 <p>[通知]</p> <p>・「著しく歯科診療が困難な者」とは、脳性麻痺等で身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態、知的発達障害により開口保持ができない状態や治療の目的が理解できず治療に協力が得られない状態、重症の喘息患者で頻繁に治療の中断が必要な状態、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、歯科診療に際して家族等の援助を必要とする状態又はこれらに準ずる状態にある者をいう。なお、歯科診療特別対応加算を算定した日においては、患者の状態を診療録に記載し、専門的技法を用いた場合はその名称を併せて診療録に記載する。</p>

歯科診療特別対応地域支援加算の新設

歯科診療特別対応地域支援加算

歯科診療特別対応地域支援加算(初診料の加算、初診時1回) 100点

著しく歯科診療が困難な者に対する歯科医療の充実を図る観点から、著しく歯科診療が困難な患者の状態に応じて、身近な歯科医療機関でも円滑に歯科治療が受けられるよう、専門性の高い歯科医療機関から患者を紹介した場合及び一般の歯科医療機関が患者を受け入れた場合の評価を行う。

[告示]

歯科診療を実施している保険医療機関(診療所(歯科診療特別対応連携加算の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。))において、他の保険医療機関(歯科診療特別対応連携加算の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に限る。)にて歯科診療特別対応加算を算定した患者に対して、当該保険医療機関から文書による診療情報提供を受けた上で、外来において初診を行った場合

[通知]

歯科診療所である保険医療機関(歯科診療特別対応連携加算に係る施設基準に適合するものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関は除く。))において、歯科診療特別対応連携加算に係る施設基準に適合するものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関で基本診療料に係る歯科診療特別対応加算を算定した患者について、当該保険医療機関から診療情報提供料に定める様式に基づいた診療情報提供を受けた上で、当該患者に対して初診を行い、基本診療料に係る歯科診療特別対応加算を算定した場合に算定する。

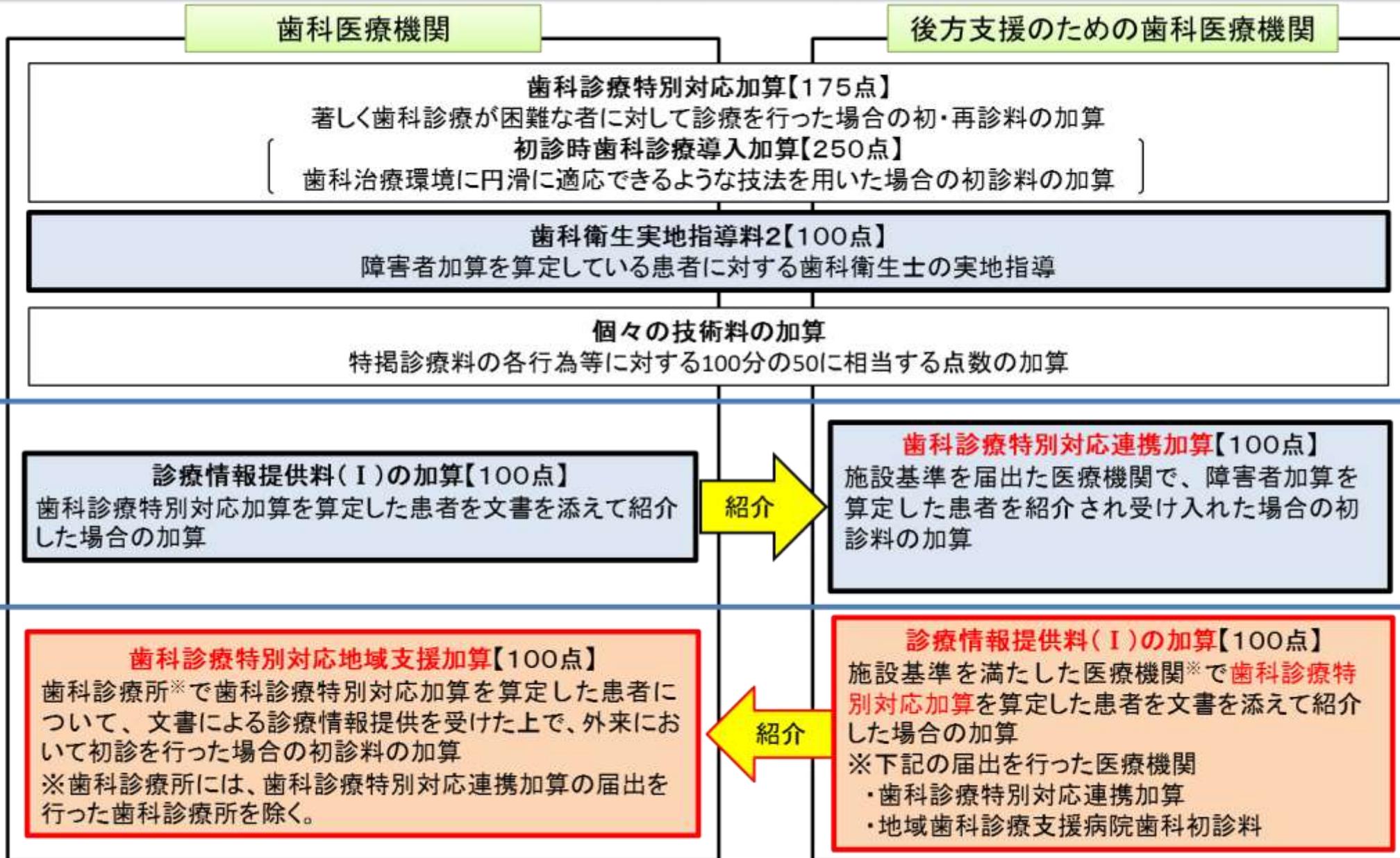
著しく歯科診療が困難な患者の歯科治療に係る連携の促進

診療情報提供料の加算の新設

著しく歯科診療が困難な患者に対する歯科医療を専門的に行う医療機関と地域の歯科診療を担う医療機関との連携促進を図る観点から、これらの医療機関に対して、基本診療料に係る歯科診療特別対応加算を算定している患者に係る情報を提供し、紹介した場合の評価を行う。

改定前	改定後
【診療情報提供料 I】 250点	【診療情報提供料 I】 250点 注 歯科診療特別対応連携加算に係る施設基準又は地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、歯科診療特別対応加算を算定している患者について、当該患者又はその家族の同意を得て、歯科診療を行う保険医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、所定点数に100点を加算する。

著しく歯科診療が困難な患者への診療報酬上の評価

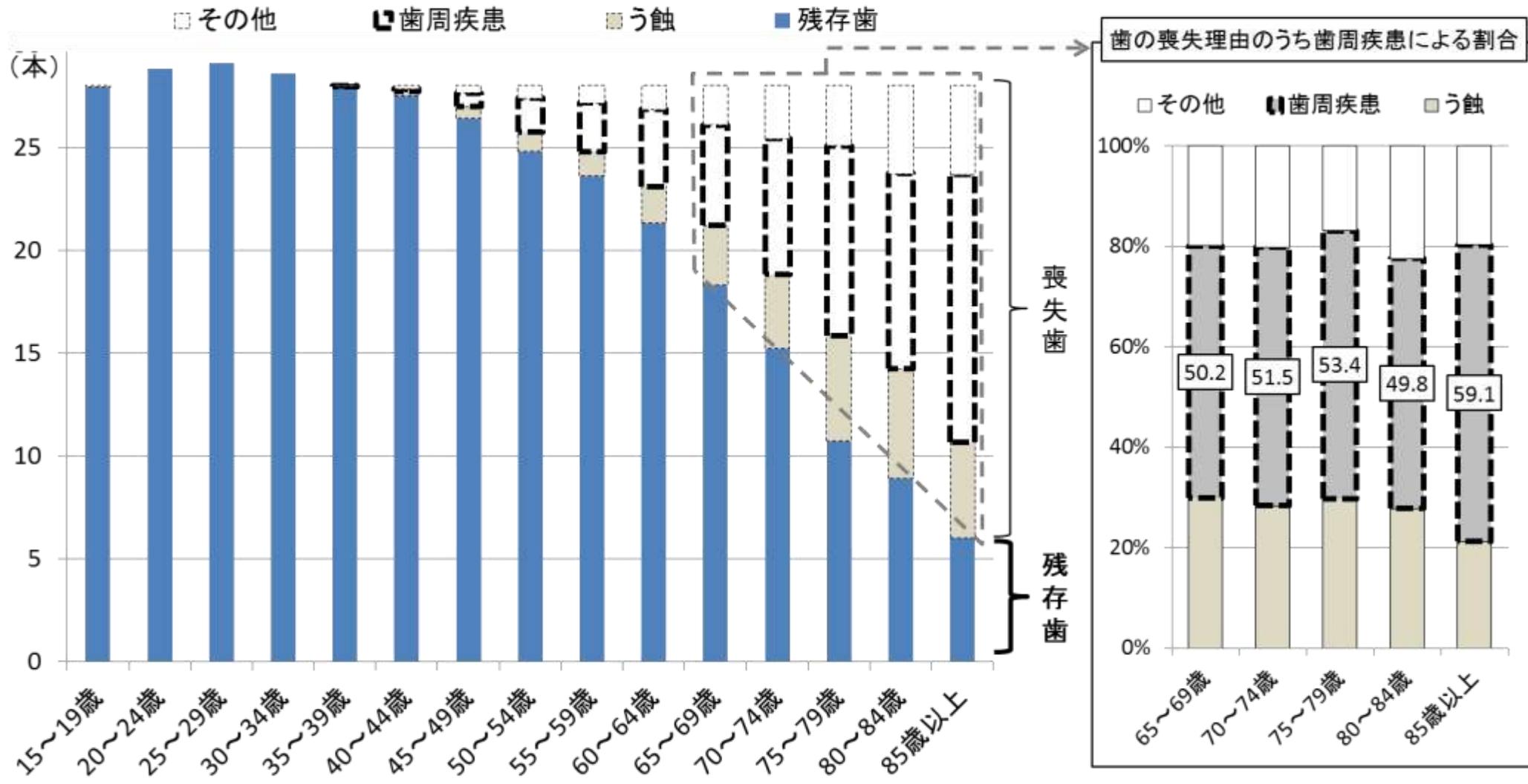


平成22年度改定での対応

平成24年度改定での対応

1人平均の現在歯数及び歯の喪失理由別歯数

- ・年齢の増加とともに歯周疾患による歯の喪失本数が顕著に増加
- ・残存歯も歯周疾患に罹患しており、歯周疾患による喪失リスクは年齢とともに増加



永久歯の抜歯原因調査(平成17年、財団法人8020推進財団)及び歯科疾患実態調査(平成17年)をもとに作成